

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会
謝金及び旅費の支給に関する規程

令和4年11月10日制定
令和7年3月13日一部改訂

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 大阪府臨床検査技師会（以下、「この法人」という。）の要請に応じ、この法人の会務又は業務に協力した者（以下、「協力者」という。）に対して支払う謝金及び旅費（交通費、宿泊費をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(謝金の種類)

第2条 この法人が支払う謝金の種類及び金額は、大臨技会計マニュアルのとおりとする。
2. 前項にかかわらず、謝金額が大臨技会計マニュアルに定める上限額を超過する場合、理事会の承認を得たときは、超過額の支出をすることができるものとする。

(協力者)

第3条 協力者は、この法人が主催する以下の会務又は業務を行ったものとする。

- 一 会議体（委員会、ワーキンググループ、その他の会議体をいう。）への出席
- 二 実務委員
- 三 講師（実技指導を含む）
- 四 講演（討論会を含む）
- 五 コンテンツ作成（対談、インタビュー、映像への出演等の協力者を含む。また、媒体は雑誌、Web、映像コンテンツ等を問わない。）

2. 前項のほか、理事会において謝金の支払が妥当であると認めた者も協力者とする。

3. 協力者が役員である場合、第1項に定める会務又は業務を役員の職務として遂行するときは、謝金は支払わないものとする。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は、協力者が指定する金融機関の口座に送金する方法により支払う。

2. 謝金が発生した場合は大臨技会計マニュアルに従って対応すること。

3. この法人は、謝金の支払につき、事象発生後速やかに支払うものとする。

(旅費)

第5条 協力者が、この法人の会務又は業務への協力や公務の遂行にあたり、移動及び宿泊を要した場合、この法人は、第2条に定める謝金とは別に、当該移動及び宿泊に要した額を支払うものとする。

2. 交通費はインターネット上にある経路検索サイトの検索結果をもって計算し領収証の

提出は不要とするが経路の報告を行うこと。宿泊費は大臨技会計マニュアルに従って支給するものとする。

3. 前項の交通費及び宿泊費の支払手続に関しては、第4条を準用するものとする。

(源泉徴収)

第6条 謝金等に対し法令の定めるところにより税務処理を行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は、令和5年4月1日より施行するものとする。